

(資料6)



Government
of Canada

Gouvernement
du Canada

“カナダ政府 カナダ政府”

[ホーム](#) - [警察、法務および非常時](#) - [法務](#)

大麻の合法化および規制

カナダにおける大麻（マリファナ）に関する現行法、ならびに大麻の合法化および規制のために行われている作業についてご案内します。

サービスおよび情報

現行法

カナダにおける大麻（マリファナ）に関する現行法を理解しましょう。

大麻の合法化および規制に関する事実を確認しましょう。

大麻の入手機会の制限、公衆の衛生および安全の保護、ならびに刑事罰の設定について、大麻法がどのようにこれらを行おうとしているか。

大麻の合法化および規制に関する対策本部

本対策本部は、大麻に対する合法化、厳重な規制およびアクセス制限に向けた新制度の構築について、報告書を完成させました。この提言は、法令が策定される過程において、カナダ政府により考慮されます。

質問と回答

大麻（マリファナ）ならびにその合法化および規制に向けたカナダ政府の活動に関して、よくある質問とその回答を掲載しています。

飲酒・薬物服用運転に関する法律の強化

アルコールおよび薬物の服用によって正常な運転ができない状態での車両の運転から、公衆をよりよく守るために、飲酒・薬物服用運転に関する法律を強化します。

大麻

大麻、大麻法、合法化と規制、大麻の健康影響と安全への危険、医療用の大麻（マリファナ）免許を受けた栽培者について。

作成者

- カナダ法務省
- カナダ保健省
- カナダ公安省

我々が行なっていること

法律および規制

- 刑法
- 規制薬品薬物法

協議

- マリファナの合法化、規制および入手機会制限に向けて

発行物

- 大麻の合法化および規制に関する対策本部報告書

修正日:

2017年4月25日

“カナダ政府 カナダ政府”

法務省 (</eng/index.html>)

ホーム - 刑事司法 - 大麻の合法化および規制

現行大麻法

[カナダにおける現行の大麻法: 知っておくべきこと](/eng/cj-jp/marijuana/info.html)
(</eng/cj-jp/marijuana/info.html>)

大麻（マリファナ）は、引き続き 別表II 規制薬品薬物法に基づく薬物

STATUS OF CANNABIS LAWS IN CANADA
What you need to know

CURRENT STATUS OF CANNABIS LAWS

Possessing and selling

CANNABIS FOR NON-MEDICAL PURPOSES IS **STILL ILLEGAL** *Everywhere in Canada*

and...

UNTIL NEW LEGISLATION AND NEW RULES ARE IN PLACE, CURRENT LAWS REMAIN IN FORCE AND SHOULD BE OBEYED.

The Government of Canada's commitment to change cannabis laws

- LEGALIZE, STRICTLY REGULATE AND RESTRICT ACCESS TO CANNABIS FOR NON-MEDICAL PURPOSES.
- RESTRICT ACCESS OF CANNABIS TO YOUTH.
- STOP CRIMINALS FROM PROFITING FROM ILLICIT CANNABIS TRADE.

Why is the federal government looking to legalize and regulate access to cannabis?

There are **real** public health and safety risks associated with cannabis use, including how it affects the way **young people** develop.

A SYSTEM OF STRICT PRODUCTION, DISTRIBUTION AND SALES OF CANNABIS WOULD

- Better **protect** health and enhance public safety;
- Make it **less profitable** for illicit drug dealers and growers;
- Make it **less accessible** to young people.

Canada

(</eng/cj-jp/marijuana/info.html>)

(<http://laws.justice.gc.ca/eng/acts/C-38.8/page-13.html#h-29>)のままであり、医療目的の製造および流通が別途規制される場合(<http://www.hc-sc.gc.ca/dhp-mps/marihuana/index-eng.php>)を除き、同法に基づく犯罪の対象となります。

医療目的外の大麻の所持および販売は、カナダ国内のすべての場所において、引き続き非合法です。

無許可販売者

大麻の店頭販売活動（いわゆる「調剤薬局」や「コンパッションクラブ（支援団体）」）は、現行法に基づきカナダ保健省によって免許を受けておらず、非合法です。これらは、非合法の栽培業者から提供を受けており、無試験かつ未規制の製品を販売しています。こうした製品は子供に対して安全でなく、特別な危険性を有する可能性があります。

現行法の執行

大麻の使用に伴う公衆衛生および安全上のリスク（若者の精神的発達に対する影響、および犯罪組織を支援する不正な利益を含む）があります。大麻法が改正され、かつ、厳格な規制および制限が施行されるまで、地方警察当局は、非合法な大麻の所持および販売に引き続き対処していきます。

大麻法の改正

カナダにおける大麻（マリファナ）法の改正、および厳重な大麻規制の実施については、<https://www.canada.ca/en/services/health/campaigns/legalizing-strictly-regulating-cannabis-facts.html>をご覧ください。

修正日:

2017年8月8日

“カナダ政府 カナダ政府”
ホーム - 衛生 - マリファナ-大麻

大麻の合法化および規制に関する対策本部

本対策本部は、大麻の合法化、厳重な規制および入手機会の制限に向けた新制度の構築について、報告書を完成させました。この提言は、法令が策定される過程においてカナダ政府により考慮されます。

最新情報



[大麻の合法化および規制に向けた枠組み](#)

[大麻の合法化および規制に関する対策本部の最終報告書](#)

[対策本部の報告書に関するニュースリリース](#)

最終報告書が公表され次第、対策本部からニュースリリースが発行されます。

対策本部による協議について

[マリファナの合法化、規制および入手機会制限に向けて](#)

カナダにおける大麻の合法化、厳重な規制および入手機会制限に関する協議（既に完了済み）

[マリファナの合法化、規制および入手機会制限に関する討議資料](#)

大麻の入手機会制限を実施後の新制度の目標（対策本部の協議の指針となる具体的な問題および選択肢を含みます）

[対策本部構成員の紹介](#)

[対策本部構成員の経歴](#)

もっと詳しく

- [マリファナ](#)
- [カナダにおける現行大麻法](#)
- [現行法に関する声明](#)

連絡先

大麻合法化・規制事務局

住所ロケータ 0602E

Ottawa, ON K1A 0K9

電子メール: cannabis@canada.ca

修正日:

2017年3月28日

“カナダ政府 カナダ政府”

[ホーム](#) - [衛生](#) - [マリファナ-大麻](#) - [マリファナ合法化・規制タスクフォース](#)

カナダにおける大麻の合法化および規制に向けた枠組み

大麻の合法化および規制に関するタスクフォース最終報告書

2016年11月30日

ジョディー・ウィルソン-レイボールド
法務大臣 兼 司法長官

ジェーン・フィルポット
保健大臣

ラルフ・グッデイル
公安・非常時対応準備大臣

各大臣殿

大麻の合法化および規制に関するタスクフォースの最終報告書を添付しましたので、ご確認ください。

本報告書は、カナダ連邦政府、州政府、準州政府、地方政府、先住民政府ならびに関連分野の若者、患者および専門家の代表組織との間で我々が協議を行なった結果の産物です。

過去5か月間にわたってこれほど多くの人々と協議することは光栄なことであって、我々に対してインプット、時間および労力を提供してくれたすべての人々に対して深く感謝しています。

本報告書が、大麻の合法化および規制に関して作業を行うにあたって、貴殿らおよび内閣関係者の方々に役立てば幸いです。

A・アン・マクレラン (議長)

マーク・A・ウェア (副議長)

スーザン・ボイド (委員)

ジョージ・チョー (委員)

マーリーン・ジェッソ (委員)

ペリー・ケンドル (委員)

ラフ・サウカー (委員)

バーバラ・フォン・ティゲルストロム (委員)

カナダにおける大麻の合法化
および規制に向けた枠組み

大麻の合法化および規制に関する
タスクフォース最終報告書



[別の形式でダウンロード \(PDF 形式、1.95 MB、112 ページ\)](#)

[組織: カナダ保健省](#)

発行: 2016年12月13日

キャサリン・ツァン (委員)

目次

- 序文
- エグゼクティブ・サマリー
- 第1章：はじめに
 - 我々の任務
 - カナダの状況
 - 世界的な見方
 - 枠組みの設定
 - 公共政策の目標
 - エンゲージメントプロセス
 - 指針となる原則
- 第2章：使用による害悪の最小化
 - はじめに：公衆衛生アプローチ
 - 最低年齢
 - 販売促進、広告およびマーケティング活動の制限
 - 大麻由来の食品およびその他の製品
 - THC (テトラヒドロカンナビノール) の効能
 - 税および価格
 - 公教育
 - 予防および治療
 - 職場の安全性
- 第3章：安全かつ責任あるサプライチェーンの確立
 - はじめに
 - 生産
 - 流通
 - 小売
 - 個人の栽培
- 第4章：公衆の安全および保護の強化
 - はじめに
 - 非合法活動
 - 個人所持
 - 使用場所
 - 服用運転
- 第5章：医療上のアクセス
 - はじめに
 - システムは1つか2つか？
 - アクセス
 - 価格妥当性
 - 製品
 - 公衆の安全
 - 根拠および研究
- 第6章：実施
 - 能力
 - 監督
 - 調整

- コミュニケーション
- 別紙 1：大麻の合法化および規制に関するタスクフォース委員の紹介
- 別紙 2：委託事項
- 別紙 3：謝辞
- 別紙 4：ディスカッション・ペーパー「マリファナの合法化、規制およびアクセス制限に向けて」
- 別紙 5：エグゼクティブ・サマリー：大麻の合法化および規制に関するタスクフォースに提出された協議からのインプットの分析

序文

本タスクフォースが当初 2016 年 6 月に設置された時点で我々一人ひとりが大麻に関して有していた個人的な見方には、ある程度幅がありました。その後数か月を経て、様々な見地を集合的に捉えることの重要性を評価し、我々の作業の潜在的影響を認識するようになりました。本報告書は、国家としての真の共同作業の結果であり、我々は、これに関与したことを誇りに思います。

我々は、大麻規制が社会のあらゆる側面に関係していくことを発見しました。検討作業において顕著だったのは、ご協力いただいた人々の意見、感情および専門性についての多様性です。それらの人々や組織からは、お時間およびアイデアを寛大にご提供いただきました。我々は、カナダ国内の隅々だけでなく、国境を超えた先の問題についても検討しました。我々は、親、患者、実務家、政治家、警察および報道機関から話を聞きました。焦点を当てたのは、我々が住む住居および地方自治体から、世界的な条約に基づく義務まで幅広いものでした。運転、若者のアクセスおよび「誤ったメッセージの発信」などについて懸念する声を聞きましたが、また、大麻を恐れる文化から距離を置いた上で、より前向きな医学的かつ社会的特性の存在を認識することへの期待の声も聞きました。同時に、任務に関連して作業を進める中で、薬局が共同体および法執行に異議を唱え続け、新たな研究結果が現れ、新たな規制が生まれ、そして、メディアが品質と規制のギャップの問題に光を当てました。

こうしたインプットの複雑性および多様性、ならびに、新たな規制枠組みを設計することに関連する課題を理由に、我々の提言がもたらす影響について多くの議論がなされるであろうことを認識しています。しかしながら、寒い冬の朝に車の窓ガラスから氷を掻き落とすように、我々は、今となっては前方がよく見えるようになったと考えています。

大麻禁止についての現在の枠組みは、約 100 年間にわたって我々の元にあります。これを一夜にして転換することは期待できませんし、そのように期待すべきではありません。大麻禁止から距離を置くことは長年の懸案ですが、アルコールや煙草の規制に関する問題もいまだに解決されていない状況を見ると、今後の方針のニュアンスに期待することはできません。大麻、および、大麻が人間の健康および成長に及ぼす影響に関して、我々が現時点で有する基本的知識が不足していることは認識しています。ゆえに、本報告書では、継続的な研究および調査が必要であること、ならびに、継続的かつ新たな政策的必要性に適応し対応する上で柔軟になる必要があることを提言しています。

本報告書は、我々が住む現代に存在するカナダ的価値観を総合したものとなっており、それらは多くの方法で多くの生命に関係してきた植物およびその製品に関して我々が共有する経験や懸念と結びついています。何千年もの間、人々は、医学的、産業的、精神的、社会的な幅広い理由から大麻との付き合い方を模索してきており、現代科学が、大麻の薬理学の複雑さを紐解いたばかりです。こうした関係において我々は新たな段階を形作り始めており、そうする中で、この独特な植物だけでなく、壊れやすい環境、企業の社会的責任、我々の健康や人間性についても、スチュアードシップ（責務）を認識しています。本報告書は、始まりです。我々はみな、この画期的な新公共政策を実施するうえで行うべき役割を有しています。

結びにあたって、我々の作業に貢献いただいたすべての方々、特に本タスクフォースメンバー、事務局そしてすばらしいリーダーシップを発揮したエリック・コステンを評価し、感謝を申し上げます。また、ジャスティン・トルドー首相に対して、このプロセスを開始するにあたってのビジョンと、それを見届けてくださったことに対して正式に謝辞を申し上げます。最後に、本報告書の作成および提出にあたって我々をご信頼いただいた保健省、法務省および公安省に御礼を申し上げます。大麻の合法化および規制を現実のものとするために必要となるプロセスを実施し立法化することについて、我々は、すべてのカナダ国民を代表して、現時点においてカナダ政府を信任します。

アン・マクレラン
議長

マーク・A・ウェア
副議長

2016年11月 オタワにて

エグゼクティブ・サマリー

はじめに：任務、状況および協議プロセス

2016年6月30日、法務大臣兼司法長官、公安・非常時対応準備大臣および保健大臣は、9名の委員による大麻の合法化および規制に関するタスクフォース（以下「本タスクフォース」といいます）の設立を発表しました。我々の任務は、「合法化、規制およびアクセスの制限」という政府のコミットメントと合致するように、大麻に対する合法的なアクセスに向けた新たな立法および規制の枠組みの設計について協議し、提言を提供することでした。

任務を達成するために、我々は、州、準州および地方の政府、専門家、患者、擁護者、原住民政政府および代表組織、雇用主および産業界と協働しました。多くの他のカナダ国民からも話を聞きました。その中には多くの若者も含まれており、彼らは、オンライン上の公開協議に参加し、個人および組織から約30,000もの意見提案がありました。本タスクフォースは、非医療目的で大麻の合法化を実施済みの法域から学ぶために国際的にも（たとえば、コロラド州、ワシントン州、ウルグアイ）にも目を向け、我々は、カナダ政府が煙草およびアルコール、ならびに医療目的の大麻を規制している手段から教訓を引き出しました。

政府が作成した「マリファナの合法化、規制およびアクセス制限に向けて」という題名のディスカッション・ペーパーから、本タスクフォースとしても情報の提供を受けたことで、多くのヒアリング対象者からのインプット収集に注力できました。ディスカッション・ペーパーは、9つの公共政策の目標を設定しました。その中でも重要なものは、大麻が子供や若者の手に入らないようにすること、および、収益が犯罪組織の手に入らないようにすることです。本タスクフォースは、我々から諸大臣に対する提言の軸として、指針となる原則を定めました。それは、公衆の衛生や安全の保護、同情、公平性、協働、根拠に基づく方針に対するコミットメント、そして柔軟性です。

他の法域での経験、ならびに専門家、利害関係者および一般の見解を考慮するにあたって、大麻の使用に関連する害悪を最小化するための適切な制限の実施と、不正な市場およびその社会的害悪の範囲と規模を減少させながら、大麻の供給を制御しつつ成人にアクセスを提供することの両立を目指しました。我々の提言は、害悪を減少させながら健康を促進するための公衆衛生のアプローチを反映しています。また、関連証拠が不完全な場合や、決定的でないことが多かったことから、意図しない結果を最小限にするための予防的アプローチも取りました。

使用による害悪の最小化

大麻の規制に対する公衆衛生アプローチにおいて、本タスクフォースは、大麻の使用に関連する害悪を最小化することにより、カナダ国民の健康を維持し改善することにつながる措置を提案しています。

このアプローチでは、大麻使用に関連するリスクを考慮しています。これには、以下のものが含まれます：若者に対する成長上の害悪のリスク、消費パターンに伴うリスク（常習や、アルコールおよび煙草との大麻の併用を含みます）、社会的弱者へのリスク、そして、不正な市場との相互行為に関連するリスク。科学的根拠や利害関係者からのインプットを考慮することに加えて、本タスクフォースは、使用による害悪を最小化するために他の法域においてどのような試みを行なわれたかについても検討しました。我々は、保護措置（使用最低年齢、販売促進や広告の制限、ならびに大麻製品についての梱包および表示の要件を含みます）について幅広く検討しました。

害悪を最小化するために、本タスクフォースは、連邦政府が以下の事項を行うべきであると提言します。

- 国家基準として購入可能な最低年齢を 18 歳とすること。なお、州および準州がアルコールを購入可能な最低年齢とこれを一致させる権利を認めること。
- 大麻および関連商品の広告や販売促進について、何らかの方法で包括的に制限を適用すること。これには、煙草製品の販売促進に対する制限と同様に、スポンサーシップ、宣伝およびブランディングが含まれます。
- 成人が立ち入りできる場所での限定的な販売促進を認めること。なお、これは、煙草法に基づく制限と同様です。
- 大麻製品としてのシンプルなパッケージに以下の情報の記載を求めること：社名、種名、価格、デルタ 9 テトラヒドロカンナビノール（THC）およびカンナビジオール（CBD）の量、ならびに警告およびその他の表示要件
- 販売促進が認められる場合であっても、虚偽または誤解を招く販売促進、ならびに、過剰な消費を促す販売促進に対して厳しい制裁を課すること。
- 広告上の治療効果が、適用される制定法に準拠するよう求めること。
- 広告および営業活動上の違反について情報提供を行い（従来型のメディアおよびソーシャル・メディアを通じるものを含みます）、これらの探知および取り締まりを可能とすること。
- 「子供にとって魅力的」とみなされる製品を禁止すること。これらの製品には、家庭用の食品と類似している、または真似た製品、キャンディのように見せるために包装した製品、または明るい色の包装や、漫画のキャラクターもしくは子供にとって魅力的なその他の写真や画像を用いた包装の製品を含みます。
- 大麻製品に対する子供のアクセスを制限するために、チャイルドプルーフまたはチャイルドレジスタントの、不透明で、再密封可能な包装を義務付けること。
- 加えて、食品については、
 - THC のユニバーサルシンボルを用いて、標準化された 1 回限りの包装を実施すること。
 - 1 回分および 1 製品あたりの THC の最大量を設定すること。
- 混合製品を禁止すること。たとえば、大麻が注入されたアルコール飲料、煙草やニコチンまたはカフェイン入り的大麻製品。
- 大麻製品に適切な表示を義務付けること。これには、以下のものを含みます。
 - 警告文の表示（たとえば、「子供の手に届く所には置いてはいけません」）
 - THC や CBD の程度
 - 食品については、食品および飲料品に適用される表示要件
- 特定の製品の種類、添加剤や甘味料の使用、THC またはその他の成分の上限設定に関する新たな根拠に適合できるような、柔軟な制定法の枠組みを設定すること。

- 違法な生産に関連するリスクを最小化するため、濃縮大麻に対する規制監督を提供。
- 効能が低い大麻の消費を促す戦略の策定。これには、強力な製品の購入削減に向けた、効能に応じた価格および税スキームが含まれます。

- すべての大麻製品に対して、THC および CBD の程度を明らかにする表示を含むことを義務化。
- 新たな根拠へ適合し、THC またはその他の成分に対する制限規則を設定するため、柔軟な制定法の枠組みを構築可能にすること。
- 問題ある使用のリスクおよびリスクの低い使用のガイドラインに関してカナダ国民に情報提供を行うため、事実に基づく公教育戦略を策定・実施。
- 健康保護と、不正な市場の削減目標とのバランスが取れた、税および科学に対するアプローチを設定するため、必要な経済分析を実施。
- 収益の均等配分を含む税制度を決定するため、州および準州の政府と連携。
- 市場内の変化に応じた税および価格アプローチの採用を可能にする柔軟な制度の構築。
- 管理、教育、研究および取り締まりに対する資金源として、大麻からの収益を利用すること。
- 効能の高い製品の購入削減を狙った、TCH 効能に基づく税制度の設計。
- 公衆に向け、根拠に基づく公教育活動（若者、親および社会的弱者を重視）をできる限り早く実施すること。
- 州および準州のパートナーとメッセージ発信を調整。
- 州および準州のパートナーと連携して、健康への害悪についての根拠および理解の高まりに応じた教育的メッセージを発信。
- 労働衛生安全方針への影響を考慮しながら、大麻やその悪影響に対する継続的研究を促進・モニタリング。
- 大麻の悪影響に関連する、潜在的な労働衛生安全問題をより良く理解するために、連邦、州および準州の既存機関と連携。
- 職場での悪影響に関する方針の策定を促進するために、州、準州、雇用主および労働者代表と連携。

本タスクフォースは、さらに、以下のとおり提言します。

- 合法化されるまでの期間において、そして、その後も継続的に、政府は、精神障害および社会的疎外などの問題ある大麻の使用における根本的なリスクファクターや決定要因に対応するために、幅広く、総合的な防止戦略の策定、実行および評価を行う取り組みを実施し、資源を投資すること。
- 政府は、大麻の規制による収益を、防止、教育および治療のための資金源として用いること。

安全かつ責任あるサプライチェーンの確立

大麻のサプライチェーンには、生産（栽培および製造など）、流通および小売があります。検討作業の一環として、連邦、州、準州および地方の政府の責任、能力および経験の範囲を踏まえ、それら政府にとっての最も適切な役割について考慮しました。我々は、小規模な生産者の参加、生産による環境的影響、そして新制度に基づく工業用麻の規制について考慮するように求められました。小売市場における諸モデルに対する賛否、また、アルコールや煙草と同一の場所で大麻を販売することの懸念についてヒアリングしました。そして、他の法域の実例に照らして個人栽培の問題、ならびに専門家やカナダ国民の意見を検討しました。

この目的に向け、本タスクフォースは、連邦政府が以下の事項を行うよう提言します。

- 医療目的の大麻製造に関するグッドプラクティスを利用して、連邦レベルで大麻およびその派生商品（食品、濃縮液など）の生産を規制すること。

- 小規模な生産者も含め、多様な市場競争を促すために、免許制度および生産管理を導入すること。
- 流用を防止し、製品のリコールができるように、種子から販売までの追跡システムを導入すること。
- 適切なセキュリティ対策を講じながら、屋外生産を認めるなどの措置を実施することにより、環境面でのスチュワードシップ（受託者責任）を促進すること。
- 管理費用（免許制度など）を回収するための料金体系を導入すること。
- 麻または他の材料に由来する CBD およびその他の成分に対して規制を行うこと。

本タスクフォースは、大麻の卸売業者を州および準州が規制し、小売業者に対しては、州および準州が地方政府と密に連携して規制するよう提言します。さらに、小売を行う環境については、以下の事項を含める必要があると提言します。

- 可能な限り、大麻の販売をアルコールや煙草と同じ場所で行わないこと。同じ場所での販売が避けられない場合は、適切な保護措置を実施しなければならない。
- 店舗の密度および場所について制限すること（学校、コミュニティセンター、公園などから適切な距離を確保するなど）。
- 専門の店舗で販売し、十分な研修を受けた知識の豊富なスタッフを配置すること。
- 直販の通信販売システムによるアクセスとすること。

本タスクフォースはさらに、非医療目的での大麻の個人栽培を以下の条件付きで認めるよう提言します。

- 一世帯につき 4 本に限定すること。
- 草の高さを最長 100 cm とすること。
- 危険な製造方法を禁止すること。
- 盗難や若者によるアクセスを防止するため、合理的なセキュリティ対策を行うこと。
- 地方政府による監督および承認。

公衆の安全および保護の強化

新たな法制度は公衆および法執行機関に対して明確なものでなければならず、執行可能な規則や違反に応じた罰則が備わっていないと我々は考えます。

提言をまとめるにあたり、法律を破り規則に違反する者を扱う方法について、行政処分から刑事制裁まで幅広く考慮しました。我々は、若者を罰することを避けなければならないと考えています。個人所持に対する制限および公の場での大麻消費の問題に目を向け、現行法または新法が、新制度に向けた最も適切な法的枠組みとなるのか検討しました。

我々は、大麻服用時の運転に伴う科学的かつ法的複雑性について、この問題に関するカナダ国民の懸念を認識しつつ、念入りに検討しました。そこで、大麻服用時の運転に対処するために、カナダ国内外のさまざまなアプローチについて学びました。これらの中には、THC に対する「当然違法の」制限（*Per se limit*、すなわち、重大な精神運動機能障害および衝突事故の危険性の増大について相当の原因とみなされるレベルに対する制限）の設定が含まれます。我々の提言は、大麻による悪影響に関する現在の科学的理解にはギャップがあり、さらなる調査や根拠、法執行能力、技術およびツール、ならびに包括的な公衆教育が至急必要であるという事実を反映しています。

この目的に向け、本タスクフォースは、連邦政府が以下の事項を行うよう提言します。

- 比較的軽い違反に対する刑事訴追を制限するために、明確で、程度に応じた、執行可能な罰則を導入すること。以下の事項については引き続き、犯罪とすべきであること。
 - 不正な生産、密売、密売目的での所持、輸出を目的とした所持、輸出入

- 若者に対する密売
- 「社会的共有」のための適用除外を設けること。
- 生産、流通および販売に関する免許規則の違反に対して、行政罰を実施すること（罰則を強化するなど柔軟に）。
- 大麻に関する規定、規制、制裁および違反を網羅した特別法として、「大麻管理法」の制定を検討すること。
- 非医療目的の乾燥大麻について、公での個人所持を 30 グラムに制限すること。また、これに対応して乾燥大麻に対する販売制限を実施すること。
- 非乾燥形態の大麻について、同等の所持および販売制限を策定すること。

本タスクフォースは、各法域において以下の事項を行うよう提言します。

- 公の場での煙草喫煙に対する現行の制限を、大麻喫煙や大麻電子喫煙に拡張すること。
- 希望がある場合には、大麻を消費する専用スペース（大麻ラウンジやテイスティング・ルームなど）を連邦による禁止の対象とせず、許可できるようにすること。アルコールとの併用の防止、年齢制限に達しない者による使用の防止、および衛生・安全の保護に向けた措置を実施すること。

本タスクフォースは、服用時の運転に関して、連邦政府が以下の事項を行うよう提言します。

- 国家的な包括的公教育戦略の策定に向け、すみやかに資金を投入し、州および準州と連携すること。そして、大麻は悪影響をもたらす、服用運転を回避する最善の方法は大麻を使用しないことであるという明確なメッセージをカナダ国民に発信する。この戦略では、以下の事項についてもカナダ国民に伝えるものとする。
 - 大麻を服用した運転の危険性（特に若者に対する危険性を強調すること）
 - 適用される法律、ならびに大麻の使用を検知する法執行機関の能力
- 「当然違法の」制限の設定に向け、障害や衝突のリスクと TCH レベルを十分に結びつける研究への投資。
- 大麻服用運転に対する包括的アプローチの一環として「当然違法の」制限を設定すべきか否かを決定すること。これにあたっては、さまざまな犯罪捜査分野における科学者の専門家団体である、カナダ法科学学会の薬物・運転委員会の検証結果に基づくものとする。
- THC レベルと障害との間に確かな相関関係が確立された場合に、「当然違法の」制限を再検討すること。
- THC レベルを検知するための適切な路上薬物検査装置の開発を支援し、投資すること。
- 法執行機関の能力に対する投資。これには、薬物検知専門家、薬物服用検知についての標準現場試験の研修およびスタッフの配置を含む。
- 州および準州と協働して、ベースラインデータの収集、および継続的な調査と評価に投資すること。

さらに、本タスクフォースは、カナダ全土のすべての政府機関が、違反の軽重に応じて、行政処分から刑事訴追までの幅広い制裁措置を段階的に用いることを検討するよう提言します。必要な研究および技術の開発には時間がかかるかもしれませんが、本タスクフォースは、すべての政府機関が包括的なアプローチの要素をできる限り速やかに実施するよう促します。こうした要素には、行政処分の利用や、免許取りたての若者の運転者に対して、ゼロ容認の段階的免許制度を適用することが含まれます。

医療上のアクセス

カナダでは医療用大麻に関する制度が既に設けられ、その後は合理的なアクセ

スに関する一連の裁判判決を受け、連邦政府は時間をかけて制度を発展させてきました。現在、医療用大麻は「医療目的での大麻へのアクセス規制」(Access to Cannabis for Medical Purposes regulations; ACMPR)の対象となります。

我々は提言をまとめるにあたり、アクセスのさまざまな側面(価格妥当性、種、効能、品質、および供給妥当性を含む)を考慮しました。カナダとして単一の制度を有すべきか、または2つの制度を並存させるべきか(医療用大麻への別個のアクセスを含む)という基本的な問題を検討しました。また、カナダの現行の医療用大麻の制度および規制について、長所および短所を検討しました。

我々は、患者、その擁護団体、医療界、他の法域、および公衆からの意見および経験を考慮しました。利害関係者の意見については一部の主要論点で異なるものもありましたが、大麻由来医薬品についての理解、認証および承認を目的として、さらに調査が必要であることについては意見が一致しています。

我々の見解では、こうした調査の結果は、医療用大麻について別の制度が必要か否か、そしてその特徴は何かを決定する上で必要となります。しかし、新たな規制制度が確立されていく中で、連邦政府が医療用大麻への合理的なアクセスを患者に継続して提供し、同時に、大麻制度全体の統合性に貢献しつつ、濫用および転用の可能性を最小化していくことが重要です。

この目的に向け、本タスクフォースは、連邦政府が以下の事項を実施するよう提言します。

- 患者支援に向け、別個の医療アクセスの枠組みを維持すること。
- 新制度の実施を通じて、医療用大麻への患者の合理的なアクセスを監視・評価すること。なお、これにあたっては、市場に合理的な価格妥当性および入手可能性が提供されるとともに、アクセスの問題に対応するために必要となり得る措置の権限を規制で定めるものとする。
- ACMPRに基づき指定された者の役割について、この種の生産者を根絶するため、見直すこと。
- 医療用および非医療用の大麻製品について、同一の税制度を適用すること。
- 医療目的の大麻および大麻類の使用に関する非臨床研究および臨床研究を促進し、支援すること。なお、これは、大麻由来製品についての薬品販売承認申請を促進する目的で行うものとする。
- 医療目的の大麻の適切な使用に関する情報やツールの開発支援、ならびに医療界および患者への発信を支援すること。
- 5年後に、医療アクセスの枠組みを評価すること。

実施

大麻に対する規制枠組みを実現させるには、政府が時間をかけて、能力、インフラ、監督、調整およびコミュニケーションに関する多くの課題を達成していかなければなりません。

能力：カナダ政府は、大麻の生産および販売に関する多くの分野で迅速に行動を開始し、その能力を開発または増強する必要があります。それを成功させるには、研究および調査、研究所での試験、免許制度および当局による検査、法執行機関などに向けた研修、ならびに規制制定に先駆けた能力増強ツールの開発において、連邦政府のリーダーシップ、調整および投資が必要となります。

監督：制度が意図したとおりに害悪を最小化するには、多くの分野(規制の遵守および公衆衛生を含む)で密に成果を監視し、迅速にその報告を上げる必要があります。

調整：連邦、州、準州、地方および先住民の各政府は、新制度の構成要素をすべて整え、監視するにあたり、情報とデータを共有し、取り組みを調整しながら協働していく必要があります。本タスクフォースは、カナダ政府が先住民政府および代表団体の関与を重視すべきであると考えます。先住民のリーダーから、彼らの共同体が大麻市場への参入に関心を示しているという話を伺っているからです。

コミュニケーション：我々は、公衆と首尾一貫したコミュニケーションを早期に行う重要性について、他の法域から聞いています。若者や親たちは、大麻やその影響に関する事実を知る必要があります。新制度の当事者（雇用主、教育機関、法執行機関、産業界、医療関係者およびその他の者を含む）は、それぞれの役割に応じた情報が必要です。

この目的に向け、本タスクフォースは、連邦政府が以下の事項を行うよう提言します。

- 規制制度の開始前にあらゆるレベルの政府の能力を高めるべく、リーダーとしての役割を果たすこと。
- 主要な分野（研究所の試験、免許制度・検査、および研修を含む）における能力を開発すること。
- 既存および新規の組織を基盤にして、国家的な研究・調査活動を展開・調整していくこと。
- 研究、調査および監視活動に資金を提供すること。
- 新制度のための調査および監視システム（ベースラインデータなど）を設置すること。
- 結果について遅滞なく評価し、報告するよう努めること。
- システムが目的を満たしているか否かを判断するために、5年毎にプログラム評価を義務付けること。
- カナダ国民に制度の進捗を報告すること。
- 新制度実施の成功に向けて、各政府と他の利害関係者に対する調整においてリーダーとしての役割を果たすこと。
- 大麻市場における先住民政府および代表団体の参加機会を探るために、彼らと協力すること。
- 規制制度の理解に必要な情報をカナダ国民に提供すること。
- 大麻とその影響に関する事実をカナダ国民に提供すること。
- 規制される大麻市場に関与するさまざまなグループに対して、個別の情報や指針を提供すること。
- ターゲットを絞って文化的に適切なコミュニケーションを行うために、先住民共同体および「古老」と協力すること。
- カナダ政府が、その教訓や経験を国際共同体と共有すること。

以上の提言は、健康をより良く守り、公衆の安全性を強化することを目的に、大麻への合法的なアクセスに向けた規制上の安全措置として、新制度を提示するものです。これらの実施を成功させるためには、幅広い利害関係者の参加と協働が必要となります。我々は、大麻の合法化と規制という複雑なタスクを慎重かつ安全に行なっていく上で、カナダは最適な立場にあると考えます。

“カナダ政府 カナダ政府”

ホーム - 衛生 - 衛生制度・サービス - 衛生関連協議

マリファナの合法化、規制および入手機会制限に向けて

法務省、保健省、公安省から

0 現在の状況: 市中協議は現時点で終了しています。ご関心をお寄せいただきありがとうございました。

本対策本部は、マリファナの合法化、規制および入手機会制限に関する主要な問題にカナダ国民を関与させています。

2016年6月30日から8月29日までの60日間、みなさまのご意見を募集いたします。

理由

カナダ政府は、マリファナの合法化、厳重な規制、および入手機会の制限に積極的に取り組んでいます。その実現に向け、新制度の構築に助言を行うために対策本部が設置されました。この対策本部は、新制度の構築にとって重要な問題についてカナダ国民の意見を求めています。その上で、連邦政府に最終報告書を提出する予定です。

対象者

対策本部は、以下の者からの意見を求めています。

- カナダ国民
- 州、準州および地方の政府
- 関連分野の専門家
- 先住民政府および代表団体
- 若者

対象事項

カナダ政府は、この協議を支援するために討議資料を作成しました。討議資料の内容は以下の通りです。

- マリファナの入手機会制限に向けた新制度の目的を概説
- 政府が助言や意見を求めている問題や選択肢を列挙

参加方法

オンライン上の協議書式に記入して、あなたの意見を提出することができます。協議書式は、5つのセクションに分かれた討議資料の書式となっており、各セクションでは異なるテーマを扱っています。5つのセクションそれぞれの最後にアンケートがあり、以下の方法であなたの意

見を登録できるようになっています。

- 協議書式を開き、アンケートの一部または全部に記入
- 任意のアンケートに、文書（提案書や学术论文など）を添付

各トピックは、それぞれ独立したセクションになっているため、関心のあるテーマについて意見を提出することができます。ただし、各セクションの冒頭では、一部に重複した質問（居住州など）があります。

討議資料の全文を読んだ上で 意見を提出することもできます。

以下の方法で意見を提出することができます。

- 連絡先に記載されたメールアドレス宛に電子メールにて送付
- 連絡先に記載された住所宛に郵送にて送付

関連情報

- カナダにおけるマリファナ関連現行法
- マリファナの合法化および規制に関する対策本部

連絡先

大麻合法化・規制事務局
住所口ケータ 0602E

Ottawa, ON K1A 0K9

電子メール: cannabis@canada.ca

修正日:

2016年8月30日



Government
of Canada

Gouvernement
du Canada

Canada

“カナダ政府 カナダ政府”
法務省 (</eng/index.html>)

ホーム - カナダの司法制度 - 制定法案



飲酒・薬物服用運転対策法の強化

2017年4月13日に、カナダ政府は、飲酒・薬物服用運転対策法を強化し、アルコールおよび薬物の服用によって正常な運転ができない状態での車両の運転から公衆をよりよく守る法案を提出しました。この法案は、薬物服用運転の抑止と探知の向上にも役立つこととなります。

- [立法の背景: 刑法 \(交通条項の改正 法案 C-46 号\) \(c46/index.html\)](#)
- [法案 C-46 号憲章: 刑法 \(交通に関する犯罪\) を改正し他の法律に対する付随的改正を行う法律 \(/eng/csj-sjc/pl/charter-charte/c46.html\)](#)
- [ニュースリリース: カナダ、大麻の合法化および厳重な規制に乗り出すき \(<https://www.canada.ca/en/health-canada/news/2017/04/canadatakessactiontolegalizeandstrictlyregulatecannabis.html>\)](#)

本セクションの内容は、[PDF 形式 \(sidl-rlcfa.pdf\)](#) でも閲覧可能です。

[薬物服用運転への取り組み \(drug-droque.html\)](#)

[飲酒運転対策法の強化 \(alcohol-alcool.html\)](#)



[\(info.html\)](#)



[\(ref.html\)](#)

修正日:

2017年6月8日